

基本目標 3 子どもの育ちを支える社会環境づくり

基本施策 1 地域の子どもの子育て支援の充実

現状と課題

児童の自立心の育成，心身の調和のとれた発達のためには周囲の環境が重要です。また，地域全体で健全育成支援に関わることにより，子どもが成長し，自立していくものと考えられることから，子どもたちの健全な居場所づくりや青少年健全育成に関する施策を充実していくことが必要です。

施策の方向性

地域全体で子育てに理解や関心を持ち，児童生徒が放課後安心して過ごせる場所の確保に努め，市民と子どもとの接点を増やした体験活動を充実し，地域との連携を強化します。

施策の具体的な取り組み

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|------------------------------------|--|---|-------|
| 33 | 青少年育成つくば みらい市民会議の 推進 ＜継続＞ | 青少年の健全育成を目指し，市民・企業・団体等の協力のもと，薬物乱用防止啓発活動，ふれあい交流事業，教育講演会，演劇鑑賞会，支部会活動を推進していきます。 | 次代を担う青少年が，自ら生きがいを持ち，自立心を養い，自己の確立を目指すことができるよう，地域住民，学校，関係機関・団体と連携を図り，青少年の健全育成運動を推進していきます。 | 生涯学習課 |
| 34 | 学校教育全体を通じた人権擁護意識の普及啓発 ＜継続＞ | 発達段階に応じて男女共同参画の理解を深め，将来を見通した自己形成ができるよう，人権教育に関する指導の充実に努めます。 | 幼児・児童・生徒の発達段階に応じながら，学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め，一人ひとりを大切にした教育の充実に努めます。 | 教育指導課 |

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|---------------------|---|---|--------------------------|
| 35 | 児童館の整備 ＜継続＞ | 児童館を地域における子育て支援の拠点の一つとして位置づけ、子ども同士や子育て中の親同士が交流したり、小中学生、高校生などの全ての子どもが学習や遊びのできる場に加え、子どもたちが健やかに育つ地域づくりを進める場としてさらなる充実を図るため、児童館の整備や運営について検討していきます。 | 健全な子どもの育成のため、子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくることを目的として、市の地域特性を考慮しながら、児童館の整備や運営について検討していきます。 | こども課 |
| 36 | 放課後子ども教室の実施 ＜継続＞ | 放課後に子どもたちが安心して活動できる居場所をつくり、未来のつくばみらい市を創る心豊かでたくましい子どもの健全な育成のため、つくばみらい市放課後子ども教室を実施していきます。 | 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図るつくばみらい市放課後子ども教室の役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上に努めます。 | 生涯学習課 |
| 37 | こども食堂の実施 ＜継続＞ | 地域の子どもたち、保護者、及び高齢者等に対し、多世代交流、地域での居場所づくり及び食育等を目的に、低料金による食事を提供し、子どもの健やかな成長を支えるとともに、地域の人とふれあい、豊かな人間性及び社会性を身につけることができるこども食堂を実施していきます。 | 各関係機関や地域と協働し、令和2年度以降に、月1回こども食堂が開催できるよう検討していきます。 | 社会福祉課 こども課 社会福祉協議会 |

ほっこりサロンの様子



基本施策2 親と子どもの健康・食育推進

現状と課題

本市の合計特殊出生率は全国を上回る水準で推移していますが、人口置換水準の2.07と比べると大きく下回っています。妊娠期から子育て期の多くの保護者が、出産や子育てについて不安等を抱えていることから、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制を構築し、子育てしやすいまちを推進していくことが重要です。

施策の方向性

妊娠・出産・育児の各段階における妊婦や子育て家庭への支援を推進するため、健診等の母子保健事業の充実を図るとともに、子育てサービス等に関する知識の普及や相談・指導を充実していきます。

乳幼児と子育て家庭の健康づくりのため、食育に関する学習や離乳食づくりなどを実施していきます。また、学校給食では地域の農家との協力により地産地消と併せて、安心・安全な食事の提供に取り組んでいきます。

施策の具体的な取り組み

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|---------------------|---|---|-------|
| 38 | 産科医療施設開設の補助 <新規> | 「みらいこども基金」を活用し、市内に産科医療施設を開設する方に対して補助を行います。 | 市内に産科医療施設の誘致を行い、市民が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を行います。 | 健康増進課 |
| 39 | 不妊治療費等の助成 <継続> | 特定不妊治療を受ける子育て世代への経済的負担の軽減を図るため不妊治療に要する費用の一部を助成します。また、男性不妊治療費や不育症検査及び治療費の助成についても、実施します。 | 助成内容については国・県の動向を確認しながら引き続き事業を実施していきます。 | 健康増進課 |
| 40 | 母子健康手帳の交付 <継続> | 母子保健法に基づき、妊娠の届出をした方に妊産婦の健康管理と子どもの健やかな成長・発達のために健診又は保健指導の記録をするための母子健康手帳を交付します。届出者全員と面接し、不安や悩みに早期から対応できるように、また、妊娠中から継続してきめ細かな援助・指導を行えるよう努めていきます。 | 継続的に支援が必要な場合には、関係機関・医療機関と連携しきめ細かな支援を実施していきます。また、電子母子健康手帳を導入します。 | 健康増進課 |

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|---------------------------------|---|---|-------|
| 41 | 妊娠期の健康教育 ＜継続＞ | 「パパママ教室」・「プレママ教室」を開催し、子育てについて夫婦で考えるきっかけづくりの場を提供し、共に協力して子育てできるよう支援します。また、妊娠中の悩みや不安を軽減できるよう努めていきます。 | 参加者のニーズを把握するためアンケートを実施し、妊娠中の不安が軽減できるような内容を検討していきます。 | 健康増進課 |
| 42 | 妊産婦・乳児・新生児聴覚検査費助成等 ＜継続＞ | 妊産婦・乳児に対し、医療機関で実施する健康診査の費用を助成し健康管理の確保に努めます。また、新生児期において先天性難聴児の早期発見を目的として検査費用の助成を行います。 | 妊産婦・乳児の健康管理及び先天性難聴児の早期発見に努めるよう、今後も引き続き実施していきます。 | 健康増進課 |
| 43 | 産後間もない子育てに不安を持つ母児に対する支援 ＜継続＞ | 産婦健康診査(産後2週間及び4週間)により、産婦の心身の健康状態を確認し、産後早期から母子に対する支援を行っていきます。地域の中で支援者がなく、育児不安を持つ母児に対し、育児知識・技術の習得や保護者同士の交流ができる「はぐはぐ教室」や助産師によるケアが受けられる「産後ケア事業」を行い、不安の軽減を図っていきます。 | 継続した支援が行えるように、委託機関や母子保健事業の教室等と連携を図っていきます。 | 健康増進課 |
| 44 | 新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問事業 ＜継続＞ | 生後4か月頃までの新生児・乳児を対象に、助産師、保健師が訪問し、子どもの発育、生活環境など育児上必要な助言を行っていきます。また、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提供に結び付けることにより地域の中で育児が行えるようにしていきます。 | 継続した支援が行えるように、健診、教室等の母子保健事業との連携を図っていきます。 | 健康増進課 |

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|------------------|---|---|-------------------|
| 45 | 養育支援訪問事業 ＜継続＞ | 出産後の育児ストレスや産後うつなどの問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれのある家庭への相談・支援を行います。 | 乳児家庭全戸訪問事業、母子保健事業及び家庭相談等による訪問事業で把握した支援が必要な家庭に対して継続的な支援の充実を図ります。 | こども課 健康増進課 |
| 46 | 育児相談 ＜継続＞ | ひよこ広場や子育て支援室等の利用者を対象に、体重測定、育児・栄養相談を実施していきます。電話相談や来所相談に随時対応していきます。 | 子育ての悩みを解消し、保護者が不安なく育児に取り組めるよう、引き続き実施していきます。 | 健康増進課 |
| 47 | 乳幼児健康診査 ＜継続＞ | 3～4か月児健診・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診（集団健診）を実施し、心身の発達を確認し、早期に適切な支援を行うため受診率の向上に努めます。1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診においては、歯科健康診査を実施し、希望者に対しフッ素塗布を行うことで歯予防に努めていきます。 | 5歳児健診については、実施の必要性を含め健診実施後の支援体制の整備についても検討していきます。 | 健康増進課 |
| 48 | 離乳食教室 ＜継続＞ | 保護者に対し離乳食の作り方や食べさせ方など講話や試食を通じて指導し、離乳食に関する不安が解消できるよう努めていきます。 | 保護者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施し内容の充実を図ります。 | 健康増進課 |
| 49 | 親子料理教室 ＜継続＞ | 親と子が共に調理し、食事の大切さを知り、望ましい食習慣を早期から身につけることを親子に知ってもらえるように、親子クッキング教室の充実を図っていきます。 | ホームページを活用し、メニューを紹介するなど広報活動を行い、多くの親子が参加できるよう普及啓発します。 | 健康増進課 |
| 50 | 学校給食等 ＜継続＞ | 子どもたちが、学校給食を通じて生涯にわたっての自己管理能力や基本的な生活習慣が育まれるよう幼稚園や学校との連携を図りながら、食育の推進に努めていきます。 | 給食だより等の掲示資料の作成や、給食時における指導として、学校訪問や授業等による園児・児童・生徒への食に関する指導を行い、食育を推進していきます。 | 学校総務課 (給食センター) |

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|-------------------------|---|--|-------|
| 51 | 食生活改善推進員の養成・育成 ＜継続＞ | 食生活改善推進員は、地域の食育、食習慣改善の実践者であるため、食生活に関する知識の普及と啓発に向け、推進員の育成に努めていきます。 | ホームページを活用し食生活改善推進員の活動を紹介するなど、広報活動を行い、新たな会員が増え円滑な活動ができるよう支援します。 | 健康増進課 |
| 52 | 定期予防接種 ＜継続＞ | 個人の疾病予防や、地域における感染症蔓延予防に向け、予防接種に関する知識の普及と予防接種の接種率の向上に努めていきます。 | 保護者が、予防接種を計画的に行えるよう、電子母子手帳の導入について検討していきます。 | 健康増進課 |
| 53 | 任意予防接種 ＜継続＞ | 任意接種については、発症予防と疾病の重症化予防をするとともに、接種費用の助成を行い、保護者の経済的負担を軽減します。 | 疾病の発症及び重症化を予防するため、今後も引き続き実施していきます。 | 健康増進課 |
| 54 | 地域医療関係機関との連携の充実 ＜継続＞ | 親や子どもの健康の確保・増進に向けて地域医療機関との連携を充実していきます。また、乳幼児は健診や治療とともに、発育発達・育児・予防接種を含めた幅広い関わりが必要なので、かかりつけ医を持つことを奨励していきます。子どもの健康管理に日頃から気軽に相談や指導を受けることができる身近なかかりつけ医を持つことの大切さの啓発に努めます。 | 今後もしっかりつけ医の大切さを啓発するとともに、地域の医療機関との連携に努めます。 | 健康増進課 |
| 55 | 発達に心配のある子どもへの支援 ＜継続＞ | 発達に心配のある子どもや親子関係に問題のある子どもに対して、発達相談（個別相談）により適切な指導をしていくことで、子どもの発育を促し、保護者の育児を支援していきます。「キッズランド」・「まめキッズ」では、集団遊びを通して子どもの発達を促すとともに、親子関係をよりよいものにしていくよう支援していきます。 | 発達支援事業と連携し継続した支援の充実を図ります。 | 健康増進課 |

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|-------------------------|---|---|------------------------|
| 56 | 発達支援事業 ＜継続＞ | 発達にばらつきや遅れのある子どもとその保護者に対し個別相談・指導及び集団指導等を行い、将来の自立に向けた支援の場を提供します。また、市内の保育所等を臨床心理士が巡回し、保育士、教諭から発達に関する相談を受けるとともに集団生活の中で発達の促進が円滑に進むよう、指導方法について助言します。 | 「子どもの発達支援」について、関係機関と連携し組織的に支援していけるよう検討していきます。 | 健康増進課 |
| 57 | 薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動 ＜継続＞ | 青少年の非行に対する共通の理解と認識を深め、薬物乱用防止や喫煙防止を啓発するため、関係機関と連携して街頭キャンペーン・PRグッズの配布等を実施しています。 | 今後も青少年の非行防止に向け、地域の協力体制を構築します。 | 生涯学習課 |
| 58 | 有害環境排除運動 ＜継続＞ | 有害図書については、青少年に有害な環境を排除するため、販売店への協力要請など地域の協力を得ながら排除活動を推進していきます。また、タバコやアルコールなどについても、販売店への協力依頼など地域の協力を得ながら取り組みを強化していきます。 | 有害図書、タバコやアルコール等の有害環境の排除に向け、地域の販売店等との協力体制を構築します。 | 生涯学習課 |
| 59 | 携帯・ネットワークの利用啓発 ＜継続＞ | 保護者に対し、メディアとの上手な付き合い方や、正しい子育て等の情報提供に努めます。また、携帯電話やSNSサービス等が児童・生徒のいじめを助長する事件が発生している中で、正しい使い方について、啓発活動を進めていきます。 | 児童生徒の携帯電話等の所持率を把握するため、実態調査に取り組むとともに、携帯電話やSNSサービス等の利用方法について、啓発活動を行います。 | こども課 健康増進課 教育指導課 |

基本施策3 子どもが安心して過ごせる環境の整備

現状と課題

子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）結果や子ども・子育てワークショップ開催結果から、住まいの地域で、子どもが巻き込まれる事故や犯罪の発生に不安を感じている保護者が多いことが分かり、子どもの安全・安心の環境を整えていくことが求められています。子どもや保護者の居場所を創出し、保護者同士や地域とのつながりを育むとともに、市民、事業者、行政などが連携し、保護者が子どもを育てる喜びを実感できる環境をつくっていくことが重要です。

施策の方向性

近年、交通機関のバリアフリー化が進み、ベビーカーで外出する子育て家庭にとっては、改善が進んできています。子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）結果では公共施設について、道路環境の整備と公園の整備に対する要望がみられます。これら基盤整備は、将来に向けた財政シミュレーション等を行うとともに、安全な環境づくりに配慮しながら計画的に整備を進めていきます。

子どもたちと子育て家庭が地域のなかで安心して暮らせるよう、交通安全対策や防犯対策を引き続き実施していきます。また、防災対策についても、公共施設の耐震化を図り、安心できる環境づくりを推進するとともに、災害時の要支援者としての妊婦や乳幼児に対する避難対策などに取り組みます。

施策の具体的な取り組み

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|--------------------|---|--|-------------|
| 60 | 乳幼児向け設備の整備 ＜継続＞ | 庁舎及び公共施設を訪れる子育て親子に対し、ベビーベッド等の、子どもの成長に応じた設備の整備を図ります。 | 公共施設はもちろん、民間施設での「赤ちゃんの駅」の設置箇所も増やしていきます。 | 財政課 こども課 |
| 61 | 子育て世帯向け支援 ＜継続＞ | 子育てしやすい住環境の確保に向けて、公営住宅の維持管理、民間賃貸住宅家賃補助の支援を推進します。 | 今後も、住民からの情報や各住宅自治会の協力を得て、防犯対策に取り組みながら、住みよい環境維持のため、必要な修繕等を速やかに行い、安全安心な住環境の整備を行っていきます。 | 開発指導課 |

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|----------------------|--|---|-------|
| 62 | 親しまれる公園づくり ＜継続＞ | 市民が憩い、子どもが安全に遊ぶことができるよう、公園施設の整備に努めていきます。 公園遊具は、専門業者による点検を毎年実施し、点検結果に基づき補修や撤去を行います。また、市職員も遊具等の日常点検を適宜行い、細かな変化や劣化を見逃さないように努めます。 | 引き続き、定期点検や日常点検を行い、適宜危険個所の補修などを実施し、施設利用者に快適で安全な憩いの場を提供します。 | 都市計画課 |
| 63 | 安全な歩行空間の整備 ＜継続＞ | 子どもたちを交通事故から守り、通行の安全を確保するため、道路の利用状況を把握し、実情にあった道路安全対策を進めていきます。既存道路については、安全で快適な通行、交通事故の防止を図るため、歩道の設置や路肩の拡幅、カラー舗装による歩行空間の確保、路面表示による自動車交通の速度抑制を行います。 | 引き続きカラー舗装等の整備を進めながら、子どもたちの通行の安全を確保できる道路の整備を行っていきます。 | 建設課 |
| 64 | 交通安全対策 ＜継続＞ | 幼児・児童の交通事故を防ぐため、常総警察署、交通安全協会、交通安全母の会連合会やPTA連絡協議会が協働し、幼稚園・保育所・学校等で交通安全教室を開催するほか、交通安全キャンペーン等の交通安全対策を進めています。また、茨城県土浦土木事務所、常総警察署、関係各課合同で、通学路や散歩コースの安全点検を行い、交通安全施設の整備など総合的な交通安全対策を進めます。 | 交通安全意識の向上のため、各種事業については、今後も継続していきます。 | 防災課 |
| 65 | 子どもを守る110番の家 ＜継続＞ | 地域社会で子どもの安全を確保すること及び地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、子ども安全協力の家の確保を進めていきます。 | 趣旨に賛同し、協力を得られる方に学校を通じて、看板を配布し、子どもの安全確保に取り組んでいきます。 | 学校総務課 |

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|--------------|--|---|--------------|
| 66 | 防犯対策 ＜継続＞ | 茨城県青少年育成協会の推進する「あいさつ・声かけ運動」への取り組みと、市青少年相談員連絡協議会や青少年育成つくばみらい市民会議及び市PTA連絡協議会、防犯協会等、各種団体の協力を得て、通学路などの校外パトロールを行い、地域での防犯対策や見守り活動を推進します。 | 安全で安心なまちづくりのため、防犯灯や防犯カメラの新設、防犯パトロールは、今後も継続していきます。 | 防災課 生涯学習課 |
| 67 | 防災対策 ＜継続＞ | 乳幼児を抱えた家庭が災害時でも安心できるよう減災対策や防災対策を進めます。 | 福祉避難所の運用マニュアルを検討していきます。 粉ミルク・液体ミルクや使い捨て哺乳瓶等、継続して備蓄します。 | 防災課 |

防災対策について



市では、アレルギー対応の食糧品を積極的に導入しています。災害という非常時の中でも、誰もが心配なく同じものを安心して食べることができる環境の確保に努めてまいります。

各ご家庭でも、年齢や状況にあわせて、食糧などの備蓄をお願いします。

基本施策4 支援が必要な子どもや家庭等へのサポート

現状と課題

全国的に、ひとり親世帯数の増加や発達支援が必要な子どもの増加、子どもの貧困など、支援が必要な子どもを守る仕組みづくりが求められています。本市においても、ひとり親世帯数は増加傾向にあります。今後は、支援が必要な子どもやその家庭に対し、健やかに成長することのできる環境をつくっていくことが重要です。

施策の方向性

障がい児を抱える家庭やひとり親家庭等の支援を必要とする家庭に対し、支援を行います。

特に、障がい児や発達に関する支援が必要子ども及びその保護者が、身近な地域で安心した生活を送ることができるように、早期発見、早期療育に努め、乳幼児期から成人期に達するまで、一人ひとりの多様なニーズに対応する一貫した相談支援に努めます。

また、子どもの権利擁護に努め、児童虐待問題に適切に対応できるよう、関係機関との連携を図るとともに、虐待の未然防止や再発防止に努めていきます。

施策の具体的な取り組み

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|-----------------|---|---|-------|
| 68 | 生活支援の充実 ＜継続＞ | 各サービス事業所との連携及び協力体制を強めるとともに、要支援児に係る関係部署との情報共有及び連携を密にすることにより、適切な支援が図れるよう努めます。 | 各サービス事業所と連携を図りながら、障がい福祉サービスの提供体制の確保と周知、適正な制度の運用に努めます。 | 社会福祉課 |
| 69 | 障がい児保育 ＜拡充＞ | 保護者との連携を強化するとともに、障がい児に対する研修等により保育士の資質の向上に努め、障がい児と障がいのない児童が共に生活する保育を推進します。 | 公立保育所において、障がい児の受入れが容易になるよう、受け皿をさらに確保するとともに、障がい児に対する適切な対応がとれるよう、研修等により保育士の資質向上に努めます。 民間施設においても、障がい児に対する加配保育士配置の補助制度の活用を促進し、保護者が安心して預けられる環境を整備します。 | こども課 |

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|----------------------------|--|--|----------------|
| 70 | 特別支援教育 ＜継続＞ | 障がいの状況に応じた教育機会の均等化，障がいのない児童との交流等，きめ細かな教育を進めます。また，特別な支援を必要とする子どもの教育のあり方を研究し，適切な対応に努めます。 | 居住地校交流及び共同学習についての呼びかけ，特別支援学校による巡回相談や県の専門家派遣事業の周知により，より充実した支援体制を確立します。 | 社会福祉課 教育指導課 |
| 71 | 障がいのある児童・生徒の地域活動支援 ＜継続＞ | 障がいのある子どもたちが，日中活動できる場を提供する事業所と連携をとり，障がいのある子及びその家族に対する支援をします。また，特別支援学校での会議等において，教諭又は保護者と意見交換をすることにより，福祉サービスの利用促進に努めます。 | 障がい児通所事業所や特別支援学校と連携を取りながら，今後も福祉サービスの利用促進に努めます。 | 社会福祉課 |
| 72 | 障がい児の支援ネットワークづくり ＜継続＞ | 全ての市民は，障がいがある子もいない子も隔てなく，ともに地域で育つことが当たり前であるというノーマライゼーションの理念の理解と，障がい児を支援するネットワークの構築を推進していきます。障がいのある子の家族で組織する市内の団体，県内の関係団体及び県が実施する会議等に出席することにより，当市で必要とされる支援について情報収集又は情報提供を行います。また，ネットワーク構築の一端として，知的障がいや発達障がいのある子のいる家族を対象に，勉強会や交流会等を行い，親同士または市民団体との交流を図ります。 | 障がいのある子の家族で組織する市内の団体等の会議等に参加することにより，情報収集又は情報提供を行います。また，障がい児支援，特に医療的ケアが必要な障がい児支援のための関係機関の協議の場を設け，障がい児支援を広く検討していきます。 | 社会福祉課 |
| 73 | ひとり親家庭への就労相談 ＜継続＞ | ひとり親家庭の生活と自立の安定のため，関係機関との連携の下，必要な技術を身につけるための相談や雇用情報等の提供を充実していきます。 | ハローワークやその他の関係機関と連携を図りながら，求人情報の周知を積極的に行っていきます。併せて，高等職業訓練促進給付金事業の周知や情報提供等に努めます。 | 産業経済課 こども課 |

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|----------------------|--|---|------|
| 74 | ひとり親家庭への総合相談 <継続> | 母子・父子・寡婦福祉金の貸付制度や自立に向けた総合的な相談を行います。ひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立をし、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう援助し、家庭の福祉の増進を図ります。 | 様々な支援について説明する際、チェック表を活用し、適切な説明の実施に努めます。また、ひとり親家庭に役立つ便りを年2回発行し、情報提供に努めます。 | こども課 |
| 75 | 虐待相談事業 <拡充> | 要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待防止のネットワークを構築するとともに、関係機関との円滑な情報交換や連携・市の広報紙等で虐待防止啓発を行い、家庭や学校、専門家と連携を図りながら子どもの権利を尊重し、安心して子どもが成長できるよう、虐待防止相談体制の充実に努めます。 | 子ども家庭総合支援拠点である「こども家庭支援室」を設置し、市内の地域子育て支援拠点（子育て支援室）や子育てボランティア等と密接な連携を図りながら、ペアレント・トレーニング等の手法を活用し、虐待防止の体制強化に努めます。 | こども課 |
| 76 | 児童虐待防止啓発事業 <継続> | オレンジリボンキャンペーンを通じて、子どもへの虐待の未然防止、早期発見・対応を推進します。 | 児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識向上を図るため、様々な手法や媒体を利用した啓発活動を行い、地域社会全体で子どもを守り育てる体制づくりに努めます。 | こども課 |

オレンジリボンキャンペーンの様子



基本施策5 子育て家庭への経済的支援

現状と課題

子育て家庭では、養育費・教育費等の子育てにかかる経済的負担の家計に占める割合が多く、教育費、医療費、出産費助成等の経済的支援が求められています。安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育て家庭の負担を軽減するための支援の充実が必要です。

施策の方向性

子育て中の家庭において、生活費の中で子育てにかかる費用の占める割合は高く、負担に感じている人が多くなっていることから、生活の安定と子どもの健やかな成長を促進するため、保護者に対する経済的支援の充実を図っていきます。

施策の具体的な取り組み

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|----------------------|--|--|------|
| 77 | 児童手当 ＜継続＞ | 児童手当制度について十分な周知を行い、支給対象者への適正・的確な手当支給に努めます。 | 支給対象者への適正・的確な手当の支給に努め、継続して事業を実施していきます。 | こども課 |
| 78 | 児童扶養手当 ＜継続＞ | 両親の離婚などによって父親または母親と生計を共にしていない児童（18歳の年度末まで）の親（ひとり親）あるいは親に代わってその児童を養育している方に対して、世帯の生活安定と自立促進、児童の健やかな成長のために、児童扶養手当を支給していきます。 | 支給対象者への適正・的確な手当の支給に努め、継続して事業を実施していきます。 | こども課 |
| 79 | 父子及び母子家庭等福祉金 ＜継続＞ | 事故、疾病、その他の事由により両親を失った、または母子もしくは父子世帯となった家庭の義務教育修了前の児童を監護・養育する方に対し、父子及び母子家庭等福祉金支給のあり方について検討していきます。 | 支給のあり方について検討していくとともに、母子・父子世帯に関する支援について関係機関等と協議をしていきます。 | こども課 |

| No. | 事業 | 事業内容 | 今後の取り組み | 所管 |
|-----|---------------------------------|---|---|-----------------|
| 80 | ひとり親家庭に対する支援の充実 ＜継続＞ | ひとり親家庭に対する支援措置の強化により母子・父子・寡婦福祉資金制度等、ひとり親家庭への支援を強化します。 | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度については、広く利用されるべき制度であることから、広報掲載も含め周知の徹底に努めます。 | こども課 |
| 81 | 特別児童扶養手当 ＜継続＞ | 精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を監護している父親もしくは母親、または父母にかわって養育している養育者に対して、特別児童扶養手当を支給します。なお、定期的な障がい状況調査や所得状況調査等を行うことにより、受給者の確認を確実にし、的確な支援を行います。 | 現在実施している特別児童扶養手当の支給を継続し、経済的な支援を行います。 | 社会福祉課 |
| 82 | 医療福祉費助成制度（マル福） ＜継続＞ | 妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子などの医療受給対象者が健康保険を使って医療機関にかかった場合に、その医療費の一部を茨城県と市が助成を行います。 | 現在実施している助成を継続しつつ、市民の必要性を把握し、支援の幅の拡大を検討していきます。 | 国保年金課 |
| 83 | 低所得世帯等児童・生徒への学習支援 ＜継続＞ | 低所得世帯やひとり親世帯において、生活困窮等に起因して学習の機会を逸している児童・生徒（主に小学4年～中学3年）に対し、地域のボランティアを講師として、学びの場を提供することで、世帯の自立を側面的に支援します。 | 現在実施している学習支援の場を継続しながら、新たな場所において、毎週1回平日の夕方から夜にかけて学習支援事業が開催できるよう検討していきます。 | こども課 社会福祉協議会 |
| 84 | 生活困窮世帯における子ども等への学習・生活支援 ＜新規＞ | 生活困窮世帯における子ども等に対し、学習支援や生活習慣の改善を支援します。 | 事業委託や近隣市と連携しての事業実施を視野に入れ、検討していきます。 | 社会福祉課 こども課 |